

2025 年 10 月 30 日 一部改正
2025 年 7 月 30 日 技術委員会 審議

選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

改正理由

船舶からの窒素酸化物の放出を規制する MARPOL 条約付属書 VI 第 13 規則に適合するための措置として、選択式触媒還元脱硝装置（以下、「SCR」という）等の使用が認められており、本会は当該装置の要件を関連規則に取入れている。

第 83 回海洋環境保護委員会（MEPC83）にて、就航船における SCR の触媒の劣化についてより定量的に評価するべく SCR ガイドラインの改正が、IMO 決議 MEPC.399(83)として採択された。

今般、MEPC.399(83)に則り、規則内で参照する決議の番号を改める。

改正内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領並びに船舶用原動機放出量確認等規則実施要領で、参照する SCR ガイドラインの決議番号を MEPC.399(83)に改める。

施行及び適用

2025 年 11 月 1 日以降に次のいずれかに該当する SCR に適用

- (a) 2025 年 11 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される SCR
- (b) 前(a)に規定する以外の船舶にあっては、契約上の引渡日が 2026 年 5 月 1 日以降の SCR。契約上の引渡日が無い場合は、実際の船舶への引渡しが行われる 2026 年 5 月 1 日以降に行われる SCR。

ID:DD25-10

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 2 編 検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.4 構造及び設備の検査 -10. 規則 2 編 2.1.4-5.(3)(b)にいう「本会が適当と認める基準」とは、IMO 決議 <u>MEPC.399(83)</u>（その後の改正を含む。）の附属書第 7 節，又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものをいう。	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 2 編 検査 2 章 登録検査 2.1 製造中登録検査 2.1.4 構造及び設備の検査 -10. 規則 2 編 2.1.4-5.(3)(b)にいう「本会が適当と認める基準」とは、IMO 決議 <u>MEPC.291(71)</u>（その後の改正を含む。）の附属書第 7 節，又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものをいう。	MEPC.399(83) 2025 GUIDELINES ON SELECTIVE CATALYTIC REDUCTION (SCR) SYSTEMS

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連） -1. 規則 8 編 1.1.2(1)の適用上, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては <i>IMO</i> 決議 <u>MEPC.399(83)</u>（その後の改正を含む。）にもよる。また, 本決議及び NO_x テクニカルコードの適用上, 該当する IACS 統一解釈 MPC (MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1)及び MPC125(Rev.1)) にもよる。	8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備 1 章 通則 1.1 一般 1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則, 第 13 規則, 第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3, 4.1, 4.3.9 及び 4.4.8 関連） -1. 規則 8 編 1.1.2(1)の適用上, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては <i>IMO</i> 決議 <u>MEPC.291(71)</u>（その後の改正を含む。）にもよる。また, 本決議及び NO_x テクニカルコードの適用上, 該当する IACS 統一解釈 MPC (MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1)及び MPC125(Rev.1)) にもよる。	MEPC.399(83)

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 -2. 規則 8 編 2.1.2-2.(2)にいう「本会が別に定める手順」とは、次によるものをいう。 (1) 試験台における試験方法 NO_x テクニカルコード 5 章及び選択式触媒還元脱硝装置を備えるディーゼル機関にあっては <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i>（その後の改正を含む。）に従ったものであること。なお、本決議及び本決議から参照する NO_x テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC にもよる。 ((2)及び(3)は省略)	2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備 2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連） 2.1.2 設備要件 -2. 規則 8 編 2.1.2-2.(2)にいう「本会が別に定める手順」とは、次によるものをいう。 (1) 試験台における試験方法 NO_x テクニカルコード 5 章及び選択式触媒還元脱硝装置を備えるディーゼル機関にあっては <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i>（その後の改正を含む。）に従ったものであること。なお、本決議及び本決議から参照する NO_x テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC にもよる。 ((2)及び(3)は省略)	MEPC.399(83)

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	船舶用原動機放出量確認等規則実施要領	
1 章 総則	1 章 総則	
1.2 定義	1.2 定義	
1.2.1 用語	1.2.1 用語	
-1. 船舶用原動機放出量確認等規則（以下、本実施要領では「規則」という。） 1.2.1(3) の適用上、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては <i>IMO</i> 決議 <u>MEPC.399(83)</u> （その後の改正を含む。）にもよる。また、本決議及び NOx テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC（MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1) 及び MPC125(Rev.1)）にもよる。	-1. 船舶用原動機放出量確認等規則（以下、本実施要領では「規則」という。） 1.2.1(3) の適用上、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては <i>IMO</i> 決議 <u>MEPC.291(71)</u> （その後の改正を含む。）にもよる。また、本決議及び NOx テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC（MPC30(Rev.1), MPC58(Rev.1), MPC59(Rev.1), MPC74(Rev.1), MPC77(Rev.1), MPC106, MPC112(Rev.1), MPC115(Rev.1), MPC116(Rev.1) 及び MPC125(Rev.1)）にもよる。	MEPC.399(83)
2 章 放出量確認等	2 章 放出量確認等	
2.1 放出量確認等の申込み	2.1 放出量確認等の申込み	
2.1.1 放出量確認等の申込み	2.1.1 放出量確認等の申込み	
-1. 規則 2.1.1-4.(8) にいう「その他本会が必要と認める資料」とは、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、例えば次の (1) から (4) をいう。	-1. 規則 2.1.1-4.(8) にいう「その他本会が必要と認める資料」とは、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機においては、例えば次の (1) から (4) をいう。	MEPC.399(83)

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
((1)から(3)は省略) (4) <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 7 節に規定される船上確認試験方案 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.1 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 -2. 規則 2.2.1(2)(a)i) の適用上, <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i> (その後の改正を含む。), 又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものによる。 -3. 規則 2.2.1(2)(a)iv)1)にいう「本会が別に定めるところ」とは, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあっては, 次の(1)及び(2)をいう。 (1) 試験台における試験方法による放出量確認において, 窒素酸化物低減装置を取り付けた状態で試験する原動機にあっては, <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 5 節にもよること。 (2) 試験台における試験方法による放出量確認において, 前(1)に規定する状態でない状態で試験する原動機にあっては, <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 6 節にもよること。なお, 当該原動機は, 船上で <i>IMO 決議 MEPC.399(83)</i> (その後の改正を含む。)の附属書	((1)から(3)は省略) (4) <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 7 節に規定される船上確認試験方案 2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 2.2.1 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認 -2. 規則 2.2.1(2)(a)i) の適用上, <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i> (その後の改正を含む。), 又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものによる。 -3. 規則 2.2.1(2)(a)iv)1)にいう「本会が別に定めるところ」とは, 選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあっては, 次の(1)及び(2)をいう。 (1) 試験台における試験方法による放出量確認において, 窒素酸化物低減装置を取り付けた状態で試験する原動機にあっては, <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 5 節にもよること。 (2) 試験台における試験方法による放出量確認において, 前(1)に規定する状態でない状態で試験する原動機にあっては, <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i> (その後の改正を含む。)の附属書中第 6 節にもよること。なお, 当該原動機は, 船上で <i>IMO 決議 MEPC.291(71)</i> (その後の改正を含む。)の附属書	MEPC.399(83) MEPC.399(83)

「選択式触媒還元脱硝装置に関する IMO ガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
中第 7 節に基づく追加の試験が必要になることに注意する必要がある。	中第 7 節に基づく追加の試験が必要になることに注意する必要がある。	
附 則		
1. この改正は、2025 年 11 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。 * 高速船については、1%を 3%に読み替える。 3. 2026 年 5 月 1 日以降に船舶へ契約納期（契約納期がない場合は実際の納入日）がある選択式触媒還元脱硝装置にあっては、前 2.にかかわらず、この改正の規定を適用する。		